

令和6年度京都府北部福祉人材養成システム推進事業業務委託及び 令和6年度離職者等再就職訓練事業福祉即戦力人材養成科業務委託 企画提案公募に係る業務内容仕様書

1 事業の目的

京都府北部地域（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町の行政区画。以下「府北部地域」という。）は府内でも高齢化率が高く、介護・福祉サービスのニーズが高くなっている。こうした状況の中、府北部地域において福祉人材を養成・確保し、職場定着を支援するとともに、小・中・高校生向け福祉の魅力発信、大学生を対象とした現場体験の受入、多様な働き方の普及等を総合的に実施することにより、新たに福祉人材を確保する事業を展開し、安定的な介護・福祉サービスの提供に繋げる。

2 業務の内容

業務内容は次のとおりとする。

なお、業務の実施にあたっては、京都府が実施する福祉人材確保関連事業の関係団体及び関係機関と連携し、協力を得るとともに、各事業にオンラインを取り入れるなど、効果的、かつ、効率的に遂行する実施体制を整えること。

(1) 北部福祉人材カフェ運営事業

ア 趣旨

北部福祉人材カフェ運営事業（以下「カフェ事業」という。）は、府北部地域の総合就業支援施設である北京都ジョブパークを拠点として、一般求職者・U I J ターン就職希望者等を対象に相談窓口を設置し、福祉職場への就業相談、資格取得に関する相談及び定着支援を軸として、北京都ジョブパークが持つ様々な資源・サービスを活用した人材確保事業の実施により、福祉人材の確保・定着を図ることを目的とする。

なお、事業運営にあたっては、京都ジョブパーク総括業務取扱要領に則り行うこと。

イ 業務の対応時間

午前9時から午後5時まで。

（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までは休み）

※ただし、緊急時、開設日の時間外、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始に対応する場合があります。なお、対応時間内に支障なく本業務の運営ができるよう、開設準備、資料整理等の時間を設け業務を行うこと。

ウ 業務の内容

(ア) カフェ事業の運営に関すること

北京都ジョブパークにおいて、一般求職者・U I J ターン就職希望者等に対し、福祉職場への就業相談及び資格取得に関する相談等を行うこと。

a 利用者一人ひとりにあつたきめ細やかな対応が出来るよう、中丹・丹後地域の出張相談・出張セミナーを担当する相談員兼マッチング支援員を配置し、相談から就職決定まで支援すること。

また、支援にあたっては以下のメニューを組み合わせ実施すること。

(a) 一人あたり50分間のキャリアカウンセリング

(b) グループワーク形式での就職支援

(c) 電話又はメール及びWEBを活用したキャリアカウンセリング

(d) 北京都JPカレッジ（ジョブパークで実施する就職活動で必要とされる知識や能力、社会人として求められるスキルを習得するためのセミナー）、ミニセミナー

- (e) 福祉職場体験
 - (f) 内定から就職後の定着フォロー
 - (g) 京都ジョブパーク関連事業で実施する企業説明会・面接会、公共職業訓練等
 - b 利用者を対象に初回、支援開始1箇月後及び3箇月経過後に顧客満足度調査を実施すること。なお、調査様式、集計方法については京都府と協議すること。
 - c 利用者（令和5年度以前の利用者も含む。）の就職内定について把握するとともに、就職内定者に対して早期離職防止を目的とした定着フォロー（1箇月・3箇月・6箇月経過時点）を実施すること。また、就業先事業所に対しては、働きやすい職場づくりのための指導・助言を行うこと。
 - d 関係機関と連携して個々の利用者にふさわしい福祉職場を開拓し、就業支援を行うこと。
 - e 事業実施にあたっては、効果的な人材確保や定着に資する方策を検討すること。
 - f 上記aの（d）及び就職面接会等での相談ブースを開設し、就職相談を実施すること。
- (イ) 京都ジョブパーク等関係機関との連携に関すること
- 京都ジョブパーク、京都府福祉人材・研修センター及び福祉職場就職フェア実行委員会等が実施する就業支援事業（医療職フェアを含む）並びに介護員養成研修及び福知山高等技術専門校が実施する職業訓練等に対して相談員等を派遣し、各事業と連携して就業相談、求職登録及び入門セミナー等の業務を行うこと。
- (ウ) 北京都ジョブパーク内外関係コーナーとの連携に関すること
- 利用者一人ひとりに配置する主担当者（カウンセラー）が北京都ジョブパークの全てのコーナー、サービス及び機能の中から最適なものを提供し、最短で福祉職場への就職を図るため、特に以下のコーナー及び機能を活用すること。
- a 就職支援セミナー

利用者への就職支援開始直後に北京都ジョブパーク内で開催されるミニセミナー、出張セミナー及び京都JPカレッジ等の中から、それぞれの利用者が抱える課題を解決するために必要な事業をカウンセラーが選択し、支援の一環として受講させること。
 - b 公共職業訓練

キャリアカウンセリング（上記(ア)の活用を含む）やハローワークコーナーでの職業紹介だけではスキル不足により就職が難しい者については、カウンセラーが主導的に公共職業訓練の受講を利用者へ提案し、可能な限り受講を実現させること。
 - c 京都府の無料職業紹介権

ハローワーク等の公開求人だけでなく、京都府の無料職業紹介権を活用した求人も活用すること。
 - d ハローワークコーナー

ハローワークが北京都ジョブパークで実施する新卒・既卒不問の求人情報の提供、職業相談及び職業紹介を活用すること。
 - e マザーズジョブカフェ

マザーズジョブカフェのマザーズコーナー（ハローワーク福知山）、ひとり親自立支援コーナー及び保育ルームを活用すること。
 - f 自立就労支援コーナー

自立就労支援コーナーで実施する仕事や生活に係る相談及び就労支援を活用すること。
- (エ) U I J ターンコーナーとの連携に関すること
- 府北部地域・京都市内の面接会等において、府北部地域出身の大学生等をターゲットにU I J ターン登録の勧奨を行うこと。また、丹後・中丹・東京Uターンセンター、京都ジ

ジョブパークのカウンセリングコーナー、大学生コーナー等と連携して府北部地域へのUIJターン登録の勧奨を行うこと。

(イ) 就職セミナーの開催に関すること

福祉職場への就労に結びつけるための就職セミナーを開催すること。セミナーの開催にあたっては、介護に関する入門的研修（平成30年3月30日付け社援基発0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）の内容等を参考とすること。また、参加者の募集にあたっては、府北部地域の市町（以下、「北部市町」という。）の協力を得て潜在的な働き手の掘り起こしに取り組み、各事業を効果的に連動させ、確実に就労につなげる事業として展開すること。

(ロ) ハローワークとの連携に関すること

ハローワークの利用者を福祉職場への就労に結びつけるため、ハローワークと連携して、合同就職説明会及び出張相談会等を開催すること。

(ハ) 広報業務に関すること

a カフェ事業の新規求職登録者の拡充につなげるための広報を実施すること。また、ハローワーク雇用保険説明会でのPRや大学、北部市町、北京都ジョブパーク内各コーナー等の関係機関と連携したPR、HPやSNS等を活用したPRなどを積極的に提案し、戦略的に広報すること。

b 府北部地域の地域住民を福祉人材として養成・確保のするための有効なツールを検討し、カフェ事業の他、様々な就職支援事業の情報を収集し、広く周知すること。

c 出張相談、セミナー等のチラシを作成し、北部市町及び関係機関等への周知を図ること。

d その他、広報にあたっては、府北部地域の地域住民に必要な情報を効果的に届けるため、北部市町や関係機関とも連携して進めること。また、広報手段についても、北部市町や関係機関の発行する広報誌やケーブルテレビ、ショート動画を活用するなど、積極的に工夫すること。

(ニ) 来所者スペースの運営・活用に関すること

a 利用者の就職活動を支援するため、参考図書、新聞、求人情報誌の購入、購読及び配架を行うこと。

b その他利用者の利便性、快適性を高めるために必要な措置を講じること。

(ホ) 来所者の管理に関すること

a (ア)～(カ)の支援内容について、定められた様式で月報を作成し京都府へ提出すること。

b 令和6年度にカフェ事業で支援を行った者について、年齢、経歴、カウンセリングに至る経過及び希望等を踏まえた傾向分析を四半期毎に行い、京都府へ報告するとともに、分析結果に基づく支援方策を積極的に提案すること。

c 就職支援の内容を京都ジョブパーク求職者・企業情報システムへ登録すること。

エ 運営管理

業務の運営に当たっては、別途定める管理項目を徹底の上、実施すること。

(2) 新規福祉人材養成事業

関係団体・機関、事業所等が連携して、府北部地域で福祉人材を養成する次の求職者訓練を実施する。（詳細は、本紙P.11以降参照）

ア 離職者向け普通職業訓練福祉即戦力人材養成科の実施（訓練業務に該当）

(ア) 訓練実施基準

訓練 目標	福祉人材として、就職後に即戦力となり中核を担えるよう専門性の高い知識・技能を修得する。
----------	---

訓練項目	<p>a 介護職員初任者研修（130時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務の理解（6時間） ・介護における尊厳の保持・自立支援（9時間） ・介護の基本（6時間） ・介護・福祉サービスの理解と医療との連携（9時間） ・介護におけるコミュニケーション技術（6時間） ・老化の理解（6時間） ・認知症の理解（6時間） ・障害の理解（3時間） ・こころとからだのしくみと生活支援技術（75時間） ・振り返り（4時間） <p>b 実務者研修認定研修（200時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会の理解Ⅱ（30時間） ・介護の基本Ⅱ（20時間） ・コミュニケーション技術（20時間） ・発達と老化の理解Ⅰ（10時間） ・発達と老化の理解Ⅱ（20時間） ・認知症の理解Ⅱ（20時間） ・障害の理解Ⅱ（20時間） ・こころとからだのしくみⅡ（60時間） <p>c 追加研修（170時間以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設実習等の福祉分野に係るもので補足すべき研修 ・就職活動力向上に資する研修 ・社会人力向上に資する研修
------	---

※「a 介護職員初任者研修」については、事前に京都府から介護員養成研修事業（介護職員初任者研修課程）の指定を受け、訓練後、「修了証明書」を交付すること。

※入校式、修了式、オリエンテーション、就職活動日及び認定相談日は訓練時間に含まない。

(イ) 訓練期間等

a 訓練期間

- ・丹後地域 令和6年7月2日（火）から令和6年11月29日（金）まで
 - ・中丹地域 令和6年9月3日（火）から令和7年1月31日（金）まで
- ※参考：別紙3「訓練日程計画表」

b 訓練時間

訓練日数は1箇月当たり18日以上（総訓練日数90日以上）を標準とし、訓練時間は1ヶ月当たり100時間以上確保すること。

c 主な訓練実施場所

- ・丹後地域 京丹後市大宮町河辺 3355 番地 京都府立丹後勤労者福祉会館
 - ・中丹地域 福知山市昭和新町 105 番地 京都府立中丹勤労者福祉会館
- ※上記のほか、訓練実施に適した施設を使用（会場賃借料は京都府が負担）

d 訓練人員

- ・丹後地域 25名
- ・中丹地域 25名

e 訓練の中止

受講生が少人数等により効果的な訓練ができない場合は、受託事業者と協議の上、当該訓練を中止することがある。

(ウ) 受講者の募集等

a 受講者の募集

公共職業安定所等の関係機関と連携し、募集計画を立て、受講者の募集を行うこと。その際、応募状況を取りまとめ、募集が少ない場合等は、必要な対策を講じること。

b 受講受付

受講希望者の受付は公共職業安定所が行う。その際に必要な書類は、福知山高等技術専門校と協議の上、作成すること。

c 受講者の選定に当たり、受託事業者が選考試験を行うこととする。

- ・内容 筆記試験（国語・数学）、面接
- ・場所 受託事業者の講習会場等

なお、定員に満たない場合は選考試験を実施しないことがある（受講希望者には、福知山高等技術専門校から連絡）。

(エ) 就職支援

就職支援責任者（キャリアコンサルタント等）を設置し、就職支援責任者は当該訓練施設において50%以上業務を行うこととする。

就職支援期間（丹後会場：令和6年7月2日（火）から令和7年2月1日（土）まで、中丹会場：令和6年9月3日（火）から令和7年4月30日（水）まで）を通じ、ハローワークと連携して、受講者の介護・福祉事業所への就職支援に努めること。

なお、的確な就職支援がなされていない場合は、福知山高等技術専門校の専門就職指導員の指導・助言が行われることがある。

また、報告期日は、丹後会場が令和7年2月7日（金）まで、中丹会場が令和7年5月9日（金）までとする。

(オ) 付随業務

- ・別途指示する時期及び期間ごとに、受講者ごとの出欠状況の管理及び指導、能力習得状況、受講態度、事故発生時等についての報告を行うとともに、訓練修了時にアンケート調査及び訓練終了3箇月後に就職状況の調査を実施し、その結果を取りまとめて報告すること。
- ・受講証明書及び職業訓練受講給付金等に係る事務を行うこと。
- ・訓練の前後に入校式、修了式を行うとともに、入校決定通知書及び訓練の修了者に対して修了証書を伝達すること。
- ・公共職業訓練受講生へのジョブ・カードの交付は原則必須とし（特別な理由がある場合はその旨を報告書にまとめ提出すること）、訓練期間中にジョブ・カードに係るキャリアコンサルティングを受講生1人につき最低3回以上行うことが望ましい。
- ・職業訓練生総合保険の任意加入に係る事務を行うこと。

イ 実施協力体制の構築

研修講師は、原則として、府北部地域から人材を招聘することとし、事前に講師研修等を実施し、事業趣旨の徹底、講師間の協力体制の構築、講師バンクの構築・登録・運用（令和6年度以前の出講者も含む）を行うこと。また、実習等において、地域の関係団体、事業所の協力体制を構築すること。

(3) 魅力発信事業

ア 魅力発信ネットワークの構築

府北部地域において、きょうと介護・福祉ジョブネットのプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を運営し、次の事項について検討するとともに、福祉施設の協力を得て事業の実施体制を構築すること。

(ア) 小・中・高校生を対象とした福祉の仕事の理解促進

- (イ) 大学生等を対象とした福祉フィールドワーク(福祉体験、職業体験、資格実習)等の受入の促進
- (ウ) 府北部地域における暮らしと福祉の仕事を併せた魅力発信

イ 仕事理解促進事業の実施

府北部地域の小・中・高等学校を対象に福祉の仕事の理解促進に資する出前講座、福祉体験及びインターンシップ等を開催すること。

なお、事業実施にあたっては、きょうと介護・福祉ジョブネット仕事理解促進チームと連携し、必要な情報を共有の上、実施すること。

(4) 認証制度推進事業

介護・福祉事業所における課題である人材確保・定着を推進するため、府北部地域において「きょうと福祉人材育成認証制度」(以下「認証制度」という。)を普及すること。

ア 宣言事業者の開拓等

府北部地域の未宣言の事業者に対し、制度の趣旨及び支援事業を周知し、人材育成宣言を行うよう働きかけること。人材育成宣言の開拓にあたっては、未宣言事業者リストを作成し、宣言をしない事業者の状況を分析すると共に、小規模な事業者及び児童福祉分野の事業者を効果的に宣言に結びつける方策を提案すること。

なお、人材育成宣言の対象は次のいずれかに該当するサービス又は事業を運営する事業者とする。

- (ア) 介護保険法に基づくサービス又は事業
- (イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス又は事業
- (ウ) 児童福祉法に基づくサービスまたは事業
- (エ) その他社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業において、利用者・児の指導、保育、相談、介護等の業務に従事する職員の配置が必要とされているサービス又は事業

イ ターゲットへの普及

- (ア) 就職支援機関及び大学等への周知及び活用促進

就職を支援する機関並びに教育機関の就職担当者及び教員等に対し、認証制度の周知を行うとともに、求職者及び学生に対する認証制度の周知に係る協力を依頼すること。

- (イ) 学生等への周知及び活用促進

学生及び保護者などに認証制度を普及させるため、ターゲットに応じた方法で制度の周知及び活用の促進を図ること。

ウ 事業者支援事務局業務の実施

次の業務の実施にあたっては、認証制度において南丹地域以南の事業者への宣言開拓業務等を担当する京都府委託業者(以下「推進会社」という。)及び認証制度に係る事業者へのコンサルティングを担当する京都府委託事業者(以下「コンサル会社」という。)と密に連携し、必要な情報を共有の上、実施すること。

- (ア) 宣言事業者の状況把握及び支援案内

宣言事業者の開拓で把握した宣言事業者のニーズや課題について、京都府に報告するとともに推進会社及びコンサル会社と連携の上、宣言事業者が認証申請に向けて必要な支援を活用するよう働きかけること。

- (イ) 宣言書等の受付

事業者からの宣言に関する問い合わせに対応するとともに、宣言書等関連書類を受け付け、内容確認の上、必要様式を揃えて推進会社に提出すること。

(5) 大学実習受入事業及び業界参入促進事業

福祉業界への理解促進及び魅力発信を目的に府北部地域の福祉施設及び行政等と協働して、学生等を対象に福祉フィールドワーク（福祉体験、職業体験及び資格実習）の受入及び大学等への施設職員の出講により、学生の府北部地域での就職の促進を図ること。

加えて、府北部地域の暮らしと福祉の仕事の併せて魅力発信すると共に、ダブルワーク等の多様な働き方の普及により、業界参入の促進を図ること。

ア 大学実習受入事業

(ア) 業務内容に関すること

大学実習受入事業として、以下の業務を実施すること。

また、事業の実施にあたっては、府北部地域の福祉施設及び北部市町等と協働し、その実情を踏まえて企画するとともに、京都府福祉人材・研修センター等で実施する職場体験事業及び推進会社が実施する大学等連携事業等と十分に連携して業務を遂行すること。

なお、参加者の交通費及び宿泊費等は、委託経費から補助するものとし、その金額は京都府と協議の上、適切な金額で支出を行うこと（目安：交通費片道 5,000 円/人（京都市内から府北部地域）、宿泊費 1泊 5,000 円/人）。

- a 推進会社と連携し、府内の大学等に対して、福祉フィールドワーク（福祉体験、職業体験及び資格実習）及び大学等への施設職員の出講の周知及び参加者の公募
- b 福祉フィールドワーク（福祉体験、職業体験及び資格実習）の受入先又は大学等への出講元となる福祉施設及び北部市町等（以下「受入・出講施設等」という。）の開拓並びに学生を受け入れるための環境整備
- c 参加者（令和5年度以前の参加者も含む。）の就職内定状況の把握
- d その他、大学実習受入事業をとおして府北部地域の福祉施設への就労につなげるために必要な取組

イ 業界参入促進事業

業界参入促進事業として、以下の業務を実施すること。

なお、事業実施にあたっては、府北部地域の福祉施設及び北部市町等と協働し、その実情を踏まえて企画するとともに、京都ジョブパーク等関係機関、京都府福祉人材・研修センター、福祉職場就職フェア実行委員会等が実施する就業支援事業、推進会社が実施する大学等協働事業及びコンサル会社が実施する事業者支援事業等と十分に連携して業務を遂行すること。

- (ア) 府北部地域での暮らしと福祉の仕事の魅力発信
- (イ) 潜在的な働き手に対する福祉施設での多様な働き方の周知
- (ウ) 府北部地域の福祉施設において、多様な人材の受入が促進されるよう、受入環境の整備に係る支援
- (エ) 多様な人材と福祉施設のマッチング
- (オ) その他、業界参入促進事業の実施により、府北部地域の福祉施設において多様な人材を確保し、地域を支える福祉人材として育成するために必要な取組

(6) 北部福祉人材養成システム推進事業の展開支援

京都府が主催する「京都府北部福祉人材確保・定着戦略会議」（以下「戦略会議」という。）の開催業務補助を行うこと。

また、北部福祉人材養成システムを円滑に実施するため、以下の業務を行うこと。

※「京都府北部福祉人材養成システム」の概要

府北部地域において福祉人材の養成・確保及び現任者の資質向上等を図るため、下記の3拠点を府北部7市町及び京都府等が連携・協力して構築するシステム

- ・舞鶴市内に「福祉人材養成校」を開校（平成27年度から開校）

- ・宮津市内に「総合実習センター」を開設（平成 29 年度から開設）
- ・福知山市内に「現任者研修」拠点を設置（平成 27 年度から開講）

ア 戦略会議の構成団体と連携した取組の推進

- (ア) 舞鶴市に開校する福祉人材養成校の学生募集の補助
- (イ) 宮津市に開設する総合実習センターの活用に関する補助
- (ウ) 福知山市に拠点を置く現任者研修施設が実施する研修の受講者募集の補助

イ 戦略会議での決定事項の推進

その他、戦略会議で決定した事項に対する業務を補助すること。

3 進捗管理

業務の実施に当たっては、京都府に下記年間目標数に対する進捗を随時報告し、評価・指導を受けて円滑な業務の推進に努めること。

(1) 年間目標数

ア 北部福祉人材カフェ事業

- (ア) 新規登録求職者 420人
- (イ) 年間延べ相談者 1,300人（来所、出張、電話、メール等を含む）
- (ウ) 就職内定者（カフェ事業主担当のもの） 360人
- (エ) (ウ)のうち、福祉職場への就職内定者 200人
- (オ) (ウ)のうち、正規雇用での就職内定者数 110人

イ 新規福祉人材養成事業

- (ア) 訓練参加者 丹後地域15人、中丹地域15人
- (イ) 訓練修了者の介護・福祉事業所への就職率 80%以上

ウ 魅力発信事業

仕事理解促進事業の参加者数 小・中学生100人、高校生20人

エ 認証制度推進事業

新規宣言事業者 10事業者

オ 大学実習受入事業及び業界参入促進事業

福祉フィールドワーク（福祉体験、職業体験及び資格実習）及び大学等への出講講座の参加者 学生等100人以上

(2) 報告

上記については、月報で京都府に報告を行うこと。

(3) 進捗状況の確認等

実績が年間目標数を下回ると推測される場合、その他、現行業務に課題がある又は起こりうると予想される場合には、その要因を分析するとともに、京都府と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。

4 委託業務の実施方法

(1) 配置人員等

ア 人員配置体制

以下を参考に業務の運営が可能な人員を配置すること。

- (ア) 業務を円滑に遂行するため、京都府との対応窓口として、現場責任者（常駐）を配置し、業務の進捗管理を行うこと。
- (イ) 現場責任者とは別に、事業推進員、相談員兼マッチング支援員、事務補助員を配置すること。
- (ウ) 事業推進に係るアドバイス及びPTの運営等のため、必要に応じて、福祉業界の支援に経験を有する者を配置すること。特に大学実習受入事業及び業界参入促進事業においては、

府北部地域の福祉現場の実情や福祉に係る知識等を有する者であって、大学や受入施設等との調整を行う人員を配置すること。

(エ) その他、業務を円滑に行うため、他の人員を追加することを妨げない。

(2) 委託業務の実施場所

北京都ジョブパーク内（福知山市駅前町400 市民交流プラザふくちやま4階）

5 委託対象経費

(1) 委託業務に従事する者の人件費

- ア 賃金
- イ 通勤手当
- ウ 社会保険料等
- ※ 人件費については前金払ができるものとする。

(2) 委託業務に要する事業費

- ア 講師謝金
- イ 旅費
- ウ 消耗品費
- エ 印刷製本費
- オ 燃料費
- カ 会議費
- キ 通信運搬費
- ク 広告費
- ケ 手数料
- コ 保険料
- サ 賃借料
- シ 会場使用料
- ス その他京都府と協議して認められた経費

6 個人情報の保護

本事業の運営業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

7 業務推進上の留意点

事業の実施に当たっては、京都府との事前協議、月次報告のほか、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 原則、受講者、参加者及び事業所から事業の参加費は徴収しないが、教材費など受講者から実費分を徴収する場合は、その額及び内容は京都府と協議して定めること。
- (2) 委託経費により調達する資機材については、原則としてリースあるいはレンタルとすること。
- (3) 事業の実施に当たっては、必要に応じ、車椅子の方が来場できる会場の選定や手話通訳者の配置など、障害のある方にも配慮すること。
- (4) 京都府の求めにより、業務の遂行について随時報告をすること。また、現場責任者は、定期的に、京都府に進捗状況を報告するための会議を開催すること。
- (5) 各事業において、参加者等を対象にしたアンケートを実施し、事業効果の検証、改善に努めること。
- (6) 本業務が完了したときは、京都府の定める方法により、次の事項を記載した業務完了報告書

を提出すること。

ア 本業務の実施結果

イ 本業務に要した経費内訳

8 その他

- (1) 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を執行すること。また、京都ジョブパークが定める諸規程、理念及び行動指針を遵守すること。
- (2) 企画提案内容のうち、未実施の事業については、委託料を減額することがある。
- (3) 年間目標数又は企画提案内容のうち、評価に関する部分で不履行が発生し、京都府の指導にもかかわらず受託者の積極的な改善が図られなかったと京都府が判断した場合には、委託料の10分の1を上限として、委託料を減額することがある。
- (4) 国及び京都府の事業展開により、新たな業務が加わることがある。
- (5) 本事業の成果及び著作権は、京都府に帰属するものとする。
- (6) 2(2)の訓練実施場所及び4(2)の委託業務実施場所に係る賃借料、共益費及び使用料は京都府が負担する。
- (7) 2(3)及び(6)イに係る経費については、国庫補助事業「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の範囲内で実施することとする。国庫協議の結果により、委託料を減額することがある(令和6年12月頃に金額について国庫内示見込み)。
- (8) 本事業について、事業の終了後も含めて、今後、京都府監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。
- (9) 業務完了報告書の記載内容が確認できる書類として、会計関係帳簿類、労働関係帳簿類及び通帳等を事業終了後5年間保存しておくこと。
- (10) 本事業の実施に当たって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府と協議して決定するものとする。
また、次の点に留意し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した対策を講じた上で事業を実施すること。
 - ・密集・密閉・密接を避けるため、講師及び受講者同士の間隔をあけ、随時換気を行う等の対策を講じること。
 - ・講師及び受講者に対し、検温の実施、手指消毒、マスク着用等の防止対策を周知・徹底すること。

<訓練業務の詳細について>

1 委託契約及び委託金額について

(「企画提案公募実施要領」 2 業務内容(6)委託上限額の詳細)

ア 委託上限額の内訳等

- ・ 訓練実施経費 上限額 14,300,000円 (税込)

単価 55,000円×訓練月(5箇月)×訓練人員(定員25人×2箇所)

上乗せ11,000円×訓練人員(定員25人×2箇所)

※上乗せ条件：訓練生(8割以上)の就業希望に沿った複数(2箇所以上)の職場体験・見学等(下限は6時間以上。上限は総訓練時間の2割以内)を実施(現場での実施を基本とするがオンラインも可。事前に「職場見学等計画書」、訓練終了後に「職場見学等実施報告書」委託者に提出すること。)した場合。

- ・ 就職支援経費 上限額 5,500,000円 (税込)

単価 22,000円×就職支援月(5箇月)×訓練人員(定員50名)

※就職支援が6箇月を超える場合であっても就職支援月は終了月を含む直前6箇月のみとする。

※単価については、次のとおり就職率に応じて減額あり。

就職支援経費就職率 80%以上 22,000円(税込)

就職支援経費就職率 60%以上80%未満 11,000円(税込)

就職支援経費就職率 60%未満 支給なし

※就職支援経費就職率の算定方法は次のとおりとする。

対象就職者 <hr style="border: 0; border-top: 1px solid black; margin: 5px 0;"/> (訓練修了者+対象就職者のうち就職のための中退者)	× 100
---	-------

(参考：対象就職者)

- ①訓練修了後3箇月以内(この場合の「訓練修了後3箇月以内」とは、「訓練修了日翌日から起算して3箇月以内(3箇月経過する日)」とする。以下同じ。)に就職(就職のための中退者を含む。)又は内定した者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ「雇用期間の定め無し」又は「4箇月以上」の雇用期間の雇用契約により雇い入れられた者(この場合の「4箇月以上」とは、「雇い入れの日から起算して120日以上」とする。)及び自営を開始した者。
- ②ただし、訓練修了後3箇月以内に、4箇月未満の雇用期間の雇用契約により就職又は内定したものであって、その後、訓練修了後3箇月以内に、「雇用期間の定め無し」又は「4箇月以上」の雇用期間の雇用契約により就職又は内定した者については、「対象就職者」として取り扱うものとする。
- ③就職した者のうち、労働者派遣事業により派遣される場合は、就職者は訓練修了後3箇月以内に派遣先に就業(就業予定は除く)した者に限ることとし、自営業の場合は、訓練終了後3箇月以内に設立又は開業し、かつ法人設立届出書又は個人事業開廃届出書の写しを提出した者に限るものとする。
- ④委託先機関又はその関連事業主に雇用された場合は、雇用保険の加入者に限ることとし、委託先機関は実施状況報告の際に、雇用保険被保険者資格取得確認通知書(雇用保険被保険者資格取得届等受理後に安定所長から事業主に交付)の写しを提出するものとする。
- ⑤「内定」は、訓練修了者等からの書面に就職予定日の記載がある場合のみ可とする。

- ⑥「訓練修了者」からは、就業状況報告の日以前に、複数の職業訓練に係る受講指示を受けたことにより、再度の訓練受講中である又は予定している者を除くものとする。また、再度、受講あつせんを受け、職業訓練を受講し既に終了・中退している者についても「訓練修了者数」から除くこととし、そのうち就職者については「対象就職者数」から除くこととする。

イ 受講者からの費用徴収

受講料は無料とし、教材費・検定受験料及び保険料・健康診断料の他、施設実習にあたり受入施設との調整において必要となった新型コロナウイルス感染症の検査等に関する費用等は受講者から実費分を徴収して差し支えないが、その額については真に訓練に必要なものに限定するとともに、低廉な額となるよう配慮すること。また、訓練生の個人負担となる経費については、訓練生募集の段階で募集案内等において明記すること。

ウ 委託契約の締結及び支払い

- ・選定された事業者とコース別（丹後地域・中丹地域）に価格交渉を行い、協議が整い次第、改めて見積書の提出を求め、委託契約を締結し、その後訓練の募集を開始する。なお、協議の際、内容、金額について変更が生じる場合がある。
- ・委託費の支払いについては、委託業務終了後に、委託事業者からの書面での請求に基づき精算払いする。
- ・定員に充たなかった場合及び訓練受講者が訓練の修了に至らなかった場合は、委託料を減額する。また、訓練修了者及び中途退校となった者の委託費（訓練実施経費及び就職支援経費）の支払いについては、所定の訓練時間又は退校までの間の所定訓練時間の80%に相当する時間以上の訓練を受講した者に対し支払うものとする。

2 就職支援

（「企画提案公募に係る業務内容仕様書」2（2）新規福祉人材養成事業ア(エ)就職支援の詳細）

ア 就職支援責任者の設置

- ・就職支援責任者は、キャリアコンサルタント（職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第30条の3に規定するキャリアコンサルタント）、キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）、能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者が望ましい。
- ・就職支援責任者は、受講者に対するキャリアコンサルティング、ジョブ・カードの作成支援の就職支援が適切に実施されるよう管理すること。
- ・就職支援責任者は、就職支援に関し、福知山高等技術専門校・公共職業安定所等の関係機関及び訓練修了生の就職先候補となる事業主や事業主団体等と連携の上、情報を確保し、訓練修了生に案内等情報提供が行えるようにすること。
- ・就職支援責任者は当該訓練施設において50%以上業務を行うこととする。

イ ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施

- ・受託事業者によるジョブ・カードを利用したキャリアコンサルティングを実施すること。キャリアコンサルティングは訓練期間中に3回以上行うことが望ましいが、実施に当たっては、受講生の意向等を踏まえつつ、効果的な就職支援となるよう適切な時期を選ぶこと。
- ・受講生のプライバシーに配慮することとし、キャリアコンサルティングのための別室を確保すること。

3 付随業務

（「企画提案公募に係る業務内容仕様書」2（2）新規福祉人材養成事業ア(オ)付随業務の詳細）

- ・受講生の出欠席の管理及び指導
- ・訓練の指導記録の作成

- ・受講証明書及び職業訓練受講給付金等に係る事務処理
- ・受講生の欠席届等に係る各種証明書等の添付の確認及び提出指導
- ・受講生の住所、氏名、金融機関等の変更に係る事務処理
- ・受講生の中途退校に係る事務処理
- ・受講証明書、欠席届・遅刻・早退・欠課届、添付証明書等の提出
- ・災害発生時の連絡
- ・訓練実施状況の把握及び報告
- ・受講生の能力習得状況の把握及び報告
- ・受講生総合保険の任意加入に係る事務
- ・受講生に問題行動があった場合の連絡
- ・訓練終了時のアンケートの実施、訓練終了3箇月後の就職状況調査
- ・学科試験等入校選考に係る業務
- ・その他福知山高等技術専門校が必要と認める事項

4 訓練の実施体制

（「企画提案公募に係る業務内容仕様書」2（2）新規福祉人材養成事業「イ実施協力体制の構築」の詳細）

訓練の指導を担当する者は、職業訓練指導員免許を有する者又は学歴、実務経験等の要件に適合するなど、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者とする。なお、学歴、実務経験等の要件に適合するとは、職業能力開発促進法第30条の2第2項の規定に該当する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者（担当する科目の訓練内容に関する実務経験を5年以上有する者、又は、学歴又は資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導力を明らかに有すると判断される者等職業訓練の適切な指導が可能なる者を含む。）であること。また、訓練を指導する者の配置については、訓練内容が実技のものにあつては、15人に1人以上、学科のものにあつては概ね30人に1人以上の配置をすることを標準とすること。

5 その他

- ・気象警報等により休講し訓練を行わなかった場合は、原則として日を振り替えて訓練を実施すること。
- ・講師は、受講者の要望により、当日の訓練終了後の質問等に応じるよう努めること。
- ・受託事業者は、事業の実施に当たって、火災、盗難その他の事故の防止に努め、また、受講者に避難経路を周知・徹底し、点検を怠らないこと。
- ・委託事業の履行を確保するため、関係職員による調査など必要な措置をとる場合があること。
- ・委託訓練では多岐にわたる訓練生の個人情報を取り扱う為、訓練実施中及び訓練終了後も決して受講生の個人情報が漏えいすることのないよう、当校が定めた「離職者訓練（委託訓練）の実施に係る個人情報の取扱いについて」に基づいて組織的に取り組み、万全を期すこと。
- ・1箇月以内の企業実習を訓練に設定する場合は、訓練期間は受講生を「職業訓練生総合保険」に加入させること。
- ・受託事業者は、委託契約を締結する日から過去5年以内に「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を受講していること又は受託事業者がISO29990（非公式教育・訓練における学習サービス事業者向け基本的要求事項）を取得していること。
（ISO29990については平成30年12月廃止、認証から3年間有効）ただし、ガイドライン研修の受講要件を満たしていない場合でも、令和2年度中にガイドライン研修等の受講要件を満たすことを条件に応募資格を有するものとする。

以上。